



1. 受入施設等基本情報

ア) 受入施設

酒々井リサイクル文化センター

〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506 番地

TEL 043-496-7511

FAX 043-496-6398

イ) 受付時間等

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

毎月第2回目の土曜日及び翌日曜日

午前8時30分～午前11時30分

午後1時00分～午後4時30分

※事業系一般廃棄物等の持ち込みは月曜日から金曜日の平日のみです。

詳しくは各市町の廃棄物担当課へお問い合わせください。

佐倉市 廃棄物対策課 043-484-6149（直通）

酒々井町 経済環境課 環境対策室

043-496-7511（代表）

ウ) 廃棄物処理手数料

10 kgあたり 350 円

※10kg に満たない場合でも、廃棄物処理基本手数料として 350 円
かかります。

※指定袋に入っている場合も廃棄物処理手数料がかかります。

エ) 持ち込める一般廃棄物

※佐倉市内又は酒々井町内から排出されたものに限りです。

※以下に記載している内容は持ち込む際の内容ですので、収集の内容とは異なります。

※詳しい分別方法等は「4. 受入できるものとその分別方法」に記載しています。

①可燃ごみ

- ・通常可燃ごみ
- ・可燃性大型ごみ（剪定枝、木、竹）

②うめたてごみ

③カン

④ビン

⑤金属類

⑥大型ごみ（1 辺でも 30 cmを超えるもので破砕処理が必要なもの）

⑦廃乾電池

⑧廃蛍光管



オ) 持ち込める事業系一般廃棄物

※佐倉市内又は酒々井町内の事業所等から排出されたものに限りです。

※持ち込む場合、佐倉市又は酒々井町が交付した事業系一般廃棄物搬入許可書が必要です。

※事業系一般廃棄物搬入許可書がない場合は受付できません。

- ①紙くず……事務所から排出される複写用紙、感熱紙、ティッシュペーパー、シュレッダーごみ、古紙、新聞、雑誌、段ボールなどの紙製品（業種による）
- ②木くず……剪定枝、刈草、木製家具、木製事務用品など（業種による）
- ③動植物性残渣
……………スーパー、飲食店の食べ残し、売れ残り、調理残渣など（業種による）
- ④プラスチック
……………従業員個人が飲食等のために持参した弁当ごみ、菓子袋、ペットボトルなど
- ⑤金属……従業員個人が飲食等のために持参した飲料用缶など
- ⑥ガラス、陶磁器類
……………従業員個人が飲食等のために持参したビン、コップ、茶碗、皿
- ⑦布………天然繊維である作業着、制服、のぼり旗、その他布

カ) 持ち込める条件等

①廃棄物発生場所と持ち込める廃棄物

- 1) 佐倉市内にて発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物
- 2) 酒々井町内にて発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物

※佐倉市内又は酒々井町内以外で発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は持ち込むことができません。

※産業廃棄物は、佐倉市内又は酒々井町内で発生したものであっても持ち込むことができません。

※持ち込む方の住所が佐倉市又は酒々井町であっても、佐倉市内又は酒々井町内以外で発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を持ち込むことはできません。

②持ち込みできる方

- 1) 廃棄物を持ち込める方は、原則として排出者本人のみです。

※レンタカーなどを使い自ら持ち込む場合はお持ち込み頂けます。

※友人知人等の車で廃棄物を運搬する際は、排出者本人が同乗していなければ受付できません。

※代理搬入の場合、3親等以内の親族に限ります。その場合は「家庭ごみ（一般廃棄物）処理等申請書」及び委任状の提出が必要です。

※有償無償に関わらず、リフォームや草刈などの作業等を他者に依頼



1. 受入施設等基本情報

し、その作業等で発生した廃棄物は、作業等を行った者に処理義務が発生します。作業等の依頼者が持ち込むことは法令違反となるためできません。

- 2) 佐倉市又は酒々井町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」といいます。））

※一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない者が一般廃棄物の収集運搬を請け負うと法令違反となります。

- 3) 佐倉市又は酒々井町から事業系一般廃棄物搬入許可を受けた者

※佐倉市内又は酒々井町内にある事業所等から排出された事業系一般廃棄物を事業所の方自ら持ち込む場合は「事業系一般廃棄物搬入許可書」を計量受付に提出していただきます。

お持ちでない場合は受付できません。

③受付できない場合

- 1) 3親等以内の親族でも委任状がない場合。
- 2) 友人や知人など他人の廃棄物を持ち込んだ場合。
- 3) 佐倉市外又は酒々井町外で発生した一般廃棄物を持ち込んだ場合。
- 4) 「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物を持ち込んだ場合。
- 5) 業者等に依頼した作業などで発生した廃棄物を依頼者本人が持ち込んだ場合。
- 6) 事業所等から排出された事業系一般廃棄物であっても、佐倉市又は酒々井町が交付した事業系一般廃棄物搬入許可書を持っていない場合。

キ) 持ち込む際の注意事項等

【共通事項】

- ①持ち込みは予約制ではありません。受付時間内にお越しください。
- ②持ち込める一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の数、重量等に制限はありません。
- ③運搬車両の種類や大きさ等に制限はありません。ただし、8 t 以上の車両の場合は事前連絡をお願いします。
- ④持ち込む際の入れ物に指定はありません。
- ⑤指定袋に入れて持ち込んだ場合も 10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。
- ⑥粗大ごみ処理券等は使用できません。
- ⑦現金のみの取扱いとなっております。交通系電子マネーや流通系電子マネー、クレジットカード、QRコード決済等は使用できません。
- ⑧精算は車 1 台ごとの精算となります。車 2 台分などを合算した精算はできません。
- ⑨発行する領収書についても車 1 台に対し 1 枚の領収書となります。車 2 台分などを合算した領収書の発行はできません。



- ⑩領収書発行後に領収書の宛名等を変更することはできません。
- ⑪持ち込む際は「4. 受入できるものとその分別方法」に記載してある分別方法をご覧ください、分別をしてお持ち込みください。分別されていない状態で持ち込まれた場合は、分別をしてから指定場所へ下ろしていただきます。
- ⑫家具等の大型ごみについては、1辺の長さが2m以内であれば持ち込む際の形状に指定はありません。持ち込みしやすい状態で持ち込んでください。
※一部のものについては、実測で1辺の長さが2m以内となります。
詳しくは、大型ごみ（P34）をご覧ください。
- ⑬「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物を持ち込んだ場合、該当する廃棄物は全て持ち帰っていただきます。
- ⑭ごみを下ろす作業は搬入者ご自身で行っていただきます。
- ⑮ごみを下ろす際、廃棄する予定ではなかったものを置き忘れる方やごみを下ろしている際に落とし物をする方がいます。ごみを下ろす場所に置かれているものや落ちていたものは全て処分されてしまいますので、忘れ物や落とし物には注意してください。
- ⑯廃棄物を運ぶ際は安全な状態で運んでください。リヤハッチやトランクのドアが閉まらない状態でのお持ち込みや積載量オーバーなど、走行上安全とは言えない状態での搬入は行わないでください。
- ⑰酒々井リサイクル文化センターへ持ち込まれたものは、持ち込まれた物の状態や中身などを確認することなく処分します。お持ち込み頂く場合、廃棄する物が間違っていないか、ポケットや引き出しの中に大切なものが入っていないかなど、よく確認をしてからお持ち込みください。
（例：財布、鍵、運転免許証、スマートフォン、宝飾品類、現金、写真など）

【一般家庭ごみ】

- ①1回目計量時の受付にて住所等の確認を行っています。佐倉市又は酒々井町に住んでいることが確認できるもの（運転免許証など）又はごみが排出された場所が確認できるもの（公共料金の領収書など）の提示をお願いします。
- ②一般家庭ごみとして発行した領収書の宛名等を事業所名等に変更することはできません。

【事業系一般廃棄物】

- ①1回目計量時の受付にて佐倉市又は酒々井町が交付した「事業系一般廃棄物搬入許可書」を提出してください。「事業系一般廃棄物搬入許可書」がない場合は受付できません。
- ②領収書の宛名は、「事業系一般廃棄物搬入許可書」に記載されている事業所名となります。追加明記等はいたしません。
- ③分別をしない状態で廃棄物を持ち込んだ場合、量に関係なく搬入した方に分別をしていただきます。
- ④「事業系一般廃棄物搬入許可書」をお持ちいただいた場合でも、「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物が混じっていた場合、「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物は持ち帰っていただきます。